

厚木市で、障がい者を雇用する事業主の皆さまへ

障がい者雇用奨励交付金

厚木市では、障がい者の雇用の安定を促進するため、障がい者を雇用する事業主に対して、交付金を交付しています。

申請は
毎年8月中です



厚木市マスコットキャラクター
あゆむ回ちゃん

交付対象

常用労働者が300人以下で、毎年8月1日現在で次の要件を全て満たしている事業主です。

- ①厚木市内で1年以上継続して事業を営んでいること
- ②厚木市内の事業所に1年以上勤務する障がい者を常用雇用していること
- ③障害者雇用率（2.3%）を達成していること
- ④市税を完納していること

交付金の額

- ①厚木市内に住所を有する（毎年8月1日まで3か月以上継続して市内に住所を有する）障がい者1人につき年額6万円
 - ②厚木市外に住所を有する障がい者1人につき年額5万円
- ※①②ともに厚木市内の事業所に1年以上勤務する常用雇用の障がい者が対象です。

裏面もご覧ください

交付の期間

障がい者を雇用した日から1年を経過した日以降、最初の8月1日から10年（雇用する障がい者一人一人について期間を算定）

【例】 雇用 (1年経過) 1年目申請 10年目申請
2023年5/1 → (2024年5/1) → 2024年8/1 → …… → 2033年8/1

ただし、厚木市企業等の立地促進等に関する条例（平成21年条例第2号）第5条に規定する雇用奨励金の交付を受けた障がい者に係る交付金については、初年度は交付しないものとし、翌年度の基準日から起算して9年を限度とします。

申請期間

毎年8月1日から31日まで

提出書類

所定の申請書に必要事項を記入し、次の書類を添えて提出してください。

- ① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
※身体障害者手帳又は療育手帳を所持していない方は、身体障害者又は知的障害者であることを証する書類
※精神障害者で手帳を所持していない方は、申請できません。
- ② 雇用保険被保険者証の写し
- ③ 障害者雇用内訳書
- ④ 役員等一覧表
- ⑤ 請求書

☆申請書類は

厚木市 障害者雇用奨励交付金

検索

申請先・お問合せ

厚木市 産業振興部 産業振興課 産業振興・企業誘致係

〒243-8511

厚木市中町3-17-17（厚木市役所第二庁舎8階）

電話 046-225-2585